

山県市立高富中学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日策定
令和3年4月1日改訂
令和4年4月1日改訂
令和5年4月1日改訂
令和6年4月1日改訂

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義 <【いじめ防止対策推進法】H25.9.28施行>

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本認識 「いじめは、人間として絶対に許されない」

- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」＝「見ようとしなければ、見えない！」
- ・「いじめの解消とは、いじめの行為が止まった状態が3か月程度続いており、被害生徒が心身の苦痛を感じていないこととする」

(3) 学校としての構え

- ・生徒の心身の安全・安心を最優先に、未然防止、早期発見・早期対応で生徒を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」によって「温かな学級・学校づくり」を推進する。
- ・いじめ解消に向け、速やかな事実確認・情報共有を行い、いじめを受けた側、いじめた側の保護者の理解と協力を得つつ、必要に応じて関係諸機関と連携を図りながら対応し、見届ける。
- ・学校教育目標「仲間と共にくましく生きる生徒」の具現に向け、日常生活・授業において、生徒同士の認め合いや、教師の価値付けを行うことで、自己肯定感・自己有用感を高める。

2 いじめ防止のための取組

(1) いじめの未然防止「規律」「学力」「自己有用感」に関わる内容を加味

①魅力ある学級・学校づくり

- ・学級や生徒会の自治的活動等
- ・学び合える仲間づくりを大切にし、共に学ぶ教科経営
- ・よさを認め合う学級経営
- ・誰とでもあいさつをしたり、「ありがとう」と認め合ったりできる仲間・学級

②生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- ・心に響く豊かな体験活動・道徳教育【思いやり、生命尊重】
- ・差別や偏見を許さず、思いやりの心を育む人権教育【シリーズ人権学習】

③全ての教育活動を通した指導（自己指導能力の育成）

- ・生徒に自己有用感・自己決定の場を与える活動
- ・よさの価値付けにより、共感的な人間関係の育成
- ・願いをもち、目的意識を高めるよりよい学校づくり

④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・警察や専門家による情報モラル研修会と生徒会主体の生徒間の話し合いや保護者や地域の方も交えた交流会等、自治的な活動を充実する。

(2) いじめの早期発見

①アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・ロイロノートや日常会話からの生徒理解及び定期的なアンケート（月1回）の実施等
- ・年間3回の県いじめ調査等実施 「いじめ未然防止・対策委員会」で対策検討
- ・日常的情報交換 スクールカウンセラー、スクール相談員、教育相談員の協力体制整備

②教育相談の充実

- ・受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に、日頃から生徒理解に努める。
- ・問題発生時においては、早期に対応できるよう、危機意識をもって生徒の相談に当たる。
- ・生徒指導主事やいじめ不登校防止対策監（エリア担当生徒指導）、教育相談主任を中心に全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

③速やかな事実確認・情報共有

- ・いじめを発見した場合は、速やかに管理職・関係職員で情報を共有し、事実関係を明らかにするとともにいじめを受けた生徒を徹底して守る構えで指導に当たる。

④保護者との連携 … いじめの事実が確認された際

- ・いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、保護者の理解や協力を十分に得ながら生徒の今後に向けて前向きな協力関係を築く。
- ・いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、いじめられた側への謝罪の指導を行い、いじめた側の生徒にいじめが許されないことを自覚させる。

⑤関係機関等との連携

- ・教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校運営協議会とのネットワークを活用する。

(3) いじめ事案への対処

〔重点・対応順序〕

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② 事実関係の確実な把握
- ③ いじめを受けた側の生徒のケア
- ④ いじめた側の生徒への指導
- ⑤ 保護者への報告と指導の協力依頼
- ⑥ 関係機関との連携
- ⑦ 経過の見守りと継続的な支援

(4) いじめの防止等の対策のための組織

- ・いじめ防止対策推進法22条に基づき、以下の委員により構成される「いじめ防止対策委員会」を設置する。

＜常設＞校長・教頭、主幹教諭、教務主任、いじめ不登校防止対策監（エリア担当生徒指導主事）
生徒指導主事、学年主任、教育相談主任、養護教諭 等

＜いじめ発生時＞上記の常設の委員に、外部専門家（学校応援団本部長、スクールソーシャルワーカー 等）を加えて、「いじめ防止対策委員会」を設置する。（市教委と連携し、随時、保護者代表、SC、学校評議員、医師、弁護士 等も加える。）

(5) いじめの防止等のための年間計画

- ・基本方針の説明 … 職員会 学校運営協議会
- ・職員研修会 … 事例研修 情報共有
- ・アンケート調査 … 「心のアンケート」(毎月) 県調査(年3回) その他随時アセス … 学校適応感尺度 (年2回)
- STAR事業
- ・教育相談の実施 … 「心のアンケート」実施後
- ・いじめ未然防止対策委員会 … 毎月 事案に合わせて随時
- ・携帯・スマホ等による情報モラル研修会
- ・「山県市いじめ問題対策連絡協議会」等における協議や情報共有
- ・生徒会事業「いじめを考える日」「ひびきあいの日」の実施
- ・SOSの出し方講座
- ・「生徒指導連携強化委員会」での課題について関係機関の共通理解を図る。
- ・「児童会生徒会サミット」における市内13小中高等学校と取組の交流

(6) いじめ防止等のための取組に係る学校評価の評価項目

- ・実態把握及び措置を適切に行うため、次の3点から適正に学校の取組を評価する。
 - ① いじめの未然防止・早期発見の取組
 - ② 対応の振り返り
 - ③ 再発防止の取組

3 重大事態への対処

- ・「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」と認めるとき 等

【学校の主な対応】

- ・市教育委員会へ「第一報」⇒教育委員会の指導の下、協力して事実関係調査
- ・いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供
- ・生命、身体又は財産に重大な被害の恐れがあるときは、警察署に通報し、援助依頼

4 資料の保管

個人調査(アンケート等)、調査に関わる各種資料について

- ・重大事態に発展した場合を想定して、5年間保存する。